

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価候補物質及び案件の募集について

1. 経緯

- (1) 労働分野における化学物質のリスク評価については、平成 18 年度に開始され、平成 25 年度までに延べ約 194 物質をリスク評価対象物質として選定しています。
- (2) リスク評価対象物質については、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく文書（SDS）交付義務対象物質のうち、IARC（国際がん研究機関）又はEU（欧州連合）で発がん性を有する可能性が高いと指摘された物質から選定してきましたが、平成 21 年度までに一通りの選定を終了しています。
- (3) このことから、化学物質のリスク評価に係る企画検討会（以下「検討会」という。）において、平成 22 年度以降のリスク評価対象について検討した結果、リスク評価対象物質を選定するに際しては、その候補物質について、関係者から広く情報を募集することも必要とされました。

2. 募集する候補物質及び案件

このパブリックコメントで募集する候補物質及び案件は、職場において使用されている化学物質（物質名を特定できない案件を含む。）であって、労働者の健康障害を防止するために、国がリスク評価を行い、労働安全衛生法に基づく規制等の要否を検討すべきと考えられるものです。

リスク評価において過去に選定した物質及び案件を資料③「有害物ばく露作業報告制度並びにこれまでの選定経緯及び対象物質について」に示しますので、原則として、この中に記載されている物質又は案件以外から御提案ください。

3. リスク評価対象物質の選定方法

- (1) 上記経緯を踏まえ、以下のとおりリスク評価対象物質の選定を行います。
 - ① 検討会参集者等からリスク評価候補物質及び案件について意見を求めます。
 - ② 上記 2. により任意のパブリックコメントを実施し、リスク評価候補物質及び案件について意見を求めます。
- (2) 上記（1）で提出されたリスク評価候補物質及び案件について、検討会において、資料④「リスク評価対象物質及び案件の選定の考え方」に基づき、リスク評価対象物質を選定します。

4. 今後のスケジュール（予定）

平成 26 年 6 月	検討会参集者等からの候補物質及び案件の募集 パブリックコメントの実施
平成 26 年 7 月中旬	検討会においてリスク評価対象物質及び案件の選定